miteneCloud サービス契約約款

ミテネインターネット株式会社(以下「当社」といいます）は、miteneCloud サービス契約約款（以下「本約款」といいます）に基づいて、miteneCloud(以下「本サービス」といいます）を提供いたします。本約款は本サービスのご利用者（以下「ご利用者」といいます）に適用されます。

第 1 条（適用）

当社が、第 3 条（通知）その他の方法で行う案内および注意事項等は、本約款の一部を構成するものとし、ご利用者はこれに従うものとします。

第 2 条（本約款の変更）

当社は、ご利用者の承諾を得ることなく本約款を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の本約款によるものとします。

第 3 条（通知）

当社からご利用者への通知は、電子メール、書面の郵送又は当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2. 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点又は電子メールおよび書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

第 4 条(本サービスの内容)

1. 本サービスでは、以下の基本サービスを提供するものとします。
   ・仮想サーバ（CPU、メモリ、ディスクのリソース貸し）
2. 前項のサービスは当社所有のサーバ上で提供し、利用者にその機能を提供します。
3. 当社は、サーバ等が正常に動作するように保守作業を行います。利用者が管理権を有する範囲は、この限りではありません。
4. 当社は基本サービスに付随して、インターネット回線接続、当社が定める付加サービス（以下、「オプションサービス」という）を提供します。これらのサービスの内容は、当社ホームページ又は別途定める資料に記載された通りとします。
5. オプションサービスは、基本サービスに付随して提供される追加機能であり、当社が別途定める内容（当社ホームページ等に記載）に基づき提供され、最低利用期間が別途設定される場合があります。
6. 当社は前項各号のサービスについて、当社が本サービスの提供開始日、申込内容・ご

利用開始日を記載した設定完了通知書に必要なサービスごとのユーザーID とパスワードを当社所定の方法で通知するものとします。

第 5 条（本サービスのご利用）

本サービス（オプションサービスを含む、以下同じ）は、法人又は法人に準じる団体に限りご利用できるものとします。

第 6 条（利用契約）

ご利用を希望する方は、当社所定の方法により、本サービスのご利用をお申込みいただくものとします。

2. 本サービスの契約は、当社が前項に定める方法による申込みを承認した日（以下、「契約成立日」という）をもって成立するものとします。
3. 当社は、次の場合には、本サービス申込みを承諾しないことがあります。
   (1)申込内容が事実と異なり、又は当社の定める技術的環境、技術的条件に適合しないとき。
   (2)申込者が当社の提供する他のサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
   (3)申込者が、当社のサービスについて過去に不適切な行為などにより契約の解除、又は本サービスの利用停止を受けたことがあるとき。
   (4)本サービス又は当社の他のサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
4. 当社の基準により、本サービスの申込者に保証金の差入れを求めることがあります。
   (1) 保証金の額、支払い方法は別途定めます。
   (2) 保証金に利息は付されません。
   (3) 利用契約が終了した場合には、保証金は返還されるものとします。ただし、契約終了時にご利用者が当社に支払うべき残債務がある場合には、保証金は当該債務の全部又は一部の弁済に充当されるものとします。

第 7 条（登録事項の変更）

ご利用者は、その名称、住所、所在地その他の登録事項に変更が生じた場合には、すみやかに当社所定の方法により通知するものとします。

第 8 条（当社の保証）

本サービスはベストエフォートで提供するものであり、当社は、本サービスの正確性、有用性、本サービスによるコンテンツの到達可能性、特定目的達成可能性等一切の事項についていかなる保証もしないものとします。

2. 当社は、ご利用者の行為については、一切責任を負わないものとし、ご利用者は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、当社を免責し、当社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

第 9 条（推奨ソフトウェア）

当社は、技術的必要性がある場合には、本サービスの利用のために必要又は適したソフトウェアを推奨することがあります。この場合、ご利用者が他のソフトウェアを用いたときは、当社は、当社が提供する本サービスについて一切責任を負わないものとします。

2. 推奨ソフトウェアの採否はご利用者の責任において行うものとし、当社は、当社の推奨について責任を負わないものとします。

第 10 条（機器等の調達）

ご利用者は、自らの責任と費用において、本サービスへアクセス可能な機器、ソフトウェア、環境を準備した上で本サービスを利用するものとします。

第 11 条（ご利用者ＩＤおよびパスワードの管理）

ご利用者は、当社から発行された本サービス利用のためのご利用者ＩＤおよびパスワードの管理について責任を負うものとします。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

2. ご利用者はパスワードの再発行が必要な場合には、当社が定める方法により再発行の申請を行うものとします。また、この場合には所定の手数料を支払うものとします。
3. ご利用者は、第 1 項のご利用者ＩＤおよびパスワードが一致していることを当社が確認した場合には、その本サービスがご利用者によるものとして取り扱うことに同意します。
4. ご利用者がＩＤ又はパスワードを第三者に利用され、本サービスの利用があった場合、当社はご利用者の故意無過失の有無にかかわらずそのサービス料金等を当該ご利用者に請求できるものとし、ご利用者が被る被害等について一切の責任を負わないものとします。
5. パスワードの再発行は、当社の管理 ID が削除又は変更されていない場合に限り実施可能となります。

第 12 条（データ領域に関する責任）

ご利用者は本サービスで提供されるデータ領域でなされた行為について、自己のなした行為であるか第三者がなした行為であるかを問わず、一切の責任を負うものとしま

す。

2. ご利用者は、前項のデータ領域に関する紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社又はその他の第三者に損害を与えないものとします。
3. ご利用者は本サービスの利用にあたって以下の行為をしないものとします。
   (1) 第三者又は当社の著作権、商標権等の知的財産権、プライバシー又は肖像権、その他権利を侵害する行為
   (2) 第三者又は当社への誹謗、中傷又は名誉若しくは信用を毀損する行為
   (3) 第三者又は当社への詐欺又は脅迫行為
   (4) 第三者又は当社に不利益を与える行為
   (5) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
   (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
   (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
   (8) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信若しくは表示する行為又は収録した媒体、その他成人向けの商品等を販売若しくは配布する行為
   (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
   (10)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
   (11)第三者になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
   (12)有害なコンピュータプログラム等を送信し又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
   (13)第三者若しくは当社の設備、当社の業務の運営又は第三者による本サービスの利用に支障を与える行為
   (14)法令に違反する行為又は公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒涜的な行為・発言等）
   (15)前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報又はデータ等の入手をリンクする等の手段によって容易にさせ、その行為を助長する行為
   (16)他の会員の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
   (17)その他当社が不適当と判断した行為

第 13 条 （個人情報の取り扱い）

ご利用者その他の関連される方の個人情報の取り扱いについては、当社所定の定めによるものとします。

第 14 条（アクセスの同意）

ご利用者は、当社又は当社の指定する者が、本サービスのサービスレベル維持の確認、ご利用状況の確認、データ保護のため、ご利用者のデータ領域に機械的にアクセスすることに同意するものとします。

2. 当社又は当社の指定する者は、前項の目的以外でご利用者のデータ領域にアクセスし、又は得られたデータは、同項の目的以外で使用せず、秘密情報として取り扱うものとします。

第 15 条（サービス料金および契約期間）

当社が提供する本サービスの料金および費用は、別に定めるところによります。

2. ご利用者は、契約成立日から利用契約終了日までの期間について、当社が別に定めるサービス料金に消費税・地方消費税相当額を加算して支払うものとします。
3. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの利用を開始した日の翌月 1 日から起算して 1 年間が経過した日までとします。ただし、予約期間は利用期間および最低利用期間には含まれないものとします。

第 16 条（サービス料金の計算方法）

サービス料金は、契約成立日を起算日として計算するものとし、月途中での契約解除の場合は解除月のサービス料金は全額で計算します。また、利用期間が第 15 条第 3 項に定める最低利用期間より短かった場合は、当該解除日の属する月の翌月 1 日から最低利用期間満了日までの期間に対応するサービス料金全額相当の違約金を支払うものとします。

2. 当社は、サービス料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 17 条（利用の一時中断等の場合のサービス料金の支払い）

第 15 条の期間において本サービスを一時利用することができない状態が生じたことにより、本サービスの利用の一時中断、又は本サービスの利用停止があった場合も、ご利用者はサービス料金を支払うものとします。

第 18 条（料金等の支払い方法・遅延損害金）

ご利用者は、サービス料金および費用について、当社が発行する請求書により指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うものとします。なお、当社は必要に応じて本項記載の業務を当社の指定する第三者へ委託することができるものとし、ご利用者はあらかじめ承諾するものとします。

2. 前項の規定において、ご利用者が料金を支払う際に要する費用は、ご利用者の負担とします。
3. ご利用者は、サービス料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して完済に至るまで期間について、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社が別に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第 19 条（当社の維持責任）

当社は、当社が保有し、かつ管理する本サービスに用いる設備を当社が定める技術要件に適合するよう維持するものとします。

第 20 条（ご利用者の維持責任）

ご利用者は、ご利用者の端末設備および本サービスへの接続回線その他の設備を本サービスを利用できるよう維持するものとします。

2. 本サービスのご利用ができない場合、ご利用者は前項の端末設備等に故障のないことをご確認のうえ、当社に連絡するものとします。

第 21 条（本サービスの一時停止・利用停止）

当社は、下記の事由がある場合、本サービスの一時停止をすることができるものとします。この場合、あらかじめ、一時停止の時期その他必要な事項をご利用者に通知し又は当社所定の方法により掲出します。ただし、緊急やむをえない場合はこの通知又は掲出をしないことがあります。

(1) 本サービス用設備等の保守を行う場合
(2) 火災、停電、天変地変、回線提供者の支障等により本サービスの提供ができなくなった場合
(3) 前各号の他、当社が必要と判断した場合
(4) 料金その他一切の債務について、支払期日を経過してもなお支払われない場合

2. ご利用者に前項各号の事由がある場合、当社は、当社所定の方法によりその事由が止むまでの間、本サービスの利用を停止することができるものとします。この利用停止期間中のサービス料金は返還しないものとします。

第 22 条 （責任制限）

当社は、本約款等の変更により端末設備又は電気通信設備の改造又は変更を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

2. 当社は、当社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等を保護する義務を負わない

ものとし、その消失、削除、変更又は改竄等があった場合でも債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任であるか否かを問わず、一切責任を負わないものとします。

3. 当社は、第 4 条（本サービスの種類）に定める保守および利用方法等のお問い合わせについてサポートサービスを提供いたしますが、いずれもその完全性、正確性、又は永続性を保証するものではありません。
4. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、当社の責めに帰し得ない事由によりご利用者が被った損害について当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については一切責任を負わないものとします。
6. 利用契約のもとで、理由の如何を問わず当社がご利用者又はその他の第三者に対して負担する責任の総額は、ご利用者が実際に支払った月額サービス料金を上限とします。

第 23 条（ご利用者が行う契約の解除）

ご利用者は、利用契約を解除するときは、当社に対して、解除を希望する 3 箇月前までに、当社所定の方法により当社に対する書面通知を行うものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除希望日とされた日までの期間が 3 箇月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から 3 箇月を経過した日に生じるものとします。

2. 利用契約期間内に解除した場合の精算については、第 15 条（サービス料金および契約期間）の定めによるものとします。

第 24 条（当社が行う契約の解除）

当社は、ご利用者が以下の事由のいずれかに該当した場合、利用契約を停止し、又は解除できるものとします。

(1) 申込内容が事実と異なることが判明した場合又は本約款に違反した場合
(2) 第 21 条第 1 項第 4 号に抵触、又は抵触の恐れがあると当社が判断した場合
(3) 第 21 条第 1 項第 4 号の状態が、6 箇月を経過してもなお解消されない場合
(4) 法令に違反する利用をした場合
(5) 監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けた場合
(6) 破産、特別清算、民事再生又は会社更生手続き開始の申し立てを受け、又は申し立てを自ら行った場合

2. ご利用者は、前項により利用停止又は解約となった場合、当然に期限の利益を喪失し、当社はご利用者に対して通知その他の手続きを要せず、直ちに当社に対する一切の債務の支払いを請求できるものとします。

3. 当社は、本条第１項の定めにより契約が解約されたことによりご利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、本条第１項の定めにより契約が解約された場合であっても、当社はご利用者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

第 25 条（サービスの変更・廃止）

当社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスの内容の変更等を行うことができるものとします。ただし、ご利用者にとって不利な変更等の場合、当社は事前に通知するものとします。

2. 当社は事前に通知することにより、ご利用者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休止又は廃止することができるものとします。

第 26 条（知的財産権）

本サービスで使用するソフトウェアその他の財産権に関する著作権、商標権その他の知的財産権は、当社又は原著作者その他の権利者が保有します。ご利用者は当社および第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害しないことに同意します。

第 27 条（契約上の地位の譲渡）

ご利用者は、本サービスにおける契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

2. 法人の合併等によりご利用者の権利義務の承継が発生した場合、ご利用者の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに当社所定の手続きに従い届け出るものとします。

第 28 条（準拠法、裁判管轄）

この契約の準拠法は日本法とします。また、本サービス又は本約款に基づく利用契約に関連して当社とご利用者の間で生じた紛争については当社本社所在地を管轄する裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

ご利用者および当社は、各々が相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

(1) 自ら又は自らの役員等（取締役、業務を執行する役員、監査役その他実質的に経営を支配する者又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号)、暴力団員（同法第２条第６号)、暴力団員でなくなった時から５年間を経過

しない者、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること

(2) 自らの行う事業が反社会的勢力の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力を利用する目的で反社会的勢力を従事させていると認められること

(4) 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 利用契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資するものであること

(6) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

2. ご利用者および当社は、各々および各々の役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを相手方に誓約するものとします。

(1) 相手方に対する暴力的な要求行為

(2) 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

(4) 風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. ご利用者および当社は、相手方が前二項の表明、確約又は誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに、利用契約をはじめご利用者と当社の間で締結又は成立している一切の契約の全部又は一部を解除できるものとします。

4. ご利用者および当社は、前項により相手方から契約を解除された場合には、解除を理由として、相手方に対し、損害の賠償を請求することはできないものとします。

5. 相手方が第１項又は第２項に違反したことにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求できるものとします。

附則

本約款は、2012 年 9 月 1 日から適用とします。

2025 年 8 月 29 日改訂

2026 年 3 月 5 日改訂